



工事で発生する破砕岩を活用した漁場事業の整備について（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：平成15年2月10日

管第2663号
平成15年2月26日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長 } 様

県土整備部長

工事で発生する破砕岩を活用した漁場事業の整備について（通知）

公共工事に伴って発生する建設発生土については、鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領（平成14年6月25日付管第675号県土整備部長通知）により自工事及び公共工事間で利用促進を図っているところですが、破砕岩を漁場事業へ利用することについて、その取扱い方法が具体的に定められていないため利用が進んでいない状況にあります。

ついては、別添「工事で発生する破砕岩の漁場事業への活用フロー」を定めましたので、公共工事利用の一環として漁場事業への利用も検討していただきますようお願いいたします。

なお平成15年度実施工事において漁場事業へ利用できる破砕岩について、別添「様式1」により調査の上、平成15年3月12日（水）までに空港港湾課漁港室へ報告していただきますようお願いいたします。

参考資料「県内における破砕岩（岩石）を活用した漁場整備の方針」
「工事で発生する破砕岩の魚礁事業への利用について」

